

令和2年11月定例会 県土整備委員会（付託）

令和2年12月10日（木）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時11分）

これより、危機管理環境部関係の審査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和3年度に向けた危機管理環境部の施策の基本方針について（資料1）
- 高病原性鳥インフルエンザへの対応について（資料2）
- 徳島県気候変動対策推進計画（適応編）の概要について（資料3-1, 3-2）
- 第五期徳島県廃棄物処理計画の骨子（案）について（資料4）

志田危機管理環境部長

この際4点、御報告いたします。

まず、お手元に御配付の資料1を御覧ください。

令和3年度に向けた危機管理環境部の施策の基本方針でございます。

危機管理環境部におきましては、資料上段にあります徳島の目指すべき方向性に向けまして、アフターコロナ及びデジタル社会を見据えた施策の展開により、安全、安心の向上と新たなデジタル社会スタイルの創造に取り組んでまいります。

まず、資料左側のいのちの分野では、感染症に強いニューノーマルとくしまの実現としまして、9月議会におきましてお認めいただいた条例の実効性を高めるために、ガイドライン実践店の拡大などを図るとともに、分散避難への転換による避難所対策の推進、また感染症対策を踏まえた救急消防体制の強化に取り組んでまいります。

次に、国土強靱化の着実な推進としまして、住民参画型の事前復興の推進やデジタル社会に対応したフェーズフリー事例の展開、更には広域物資輸送拠点につきましても防災拠点として、平時利用も含め整備を進めてまいります。

続きまして、資料真ん中の環境につきましては、緩和と適応による脱炭素社会の実現としまして、環境ビジネスに取り組む企業の資金調達を支援するとともに、親子で学べるイベントやデジタル出前授業の実施、SNS等を活用した情報発信によりまして、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図ってまいります。

次に、自然・水素エネルギー社会の実現としまして、水素供給拠点の運用でありますとか、中四国初となる燃料電池バスの運行開始など、県内外に徳島県の取組を発信するとともに、水素ビジネスの拡大や更なる水素モビリティ導入を推進してまいります。

また、今年度、当部に環境部門が加わったところであり、資料の一番下にありますとおり、環境と防災の連携としまして円滑・迅速な災害廃棄物処理体制の構築や災害に強い自

立・分散型電源の導入促進などに取り組んでまいります。さらに、その横にありますように、環境と消費の連携としまして、エシカル消費の更なる普及促進や食品ロスの削減とプラスチック資源循環の推進などに取り組んでまいります。

最後に、資料右側の生活につきましては、消費者政策のデジタル化・国際化の加速としまして、この戦略本部が実施する先駆的プロジェクトの全国展開のサポートをはじめ、デジタル化が進展する中、新たな消費生活相談ツールを使った相談体制の構築やデジタル教材を用いた消費者教育を推進してまいります。

一方、急速なデジタル化の影の部分にも着目し、脆弱な消費者を守るための見守りネットワークの連携強化に取り組んでまいります。更に国際会合のレガシーを継承し、まずはアジアの消費者政策の拠点となるよう、将来的な視察団の受入れや国際的な会合の誘致を視野にASEAN諸国との連携を深め、本県の消費者政策のグローバル化に努めてまいります。

次に、人と動物の健全な社会の実現として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の推進を担う専門人材の導入を検討するなど、助けられる犬・猫の殺処分ゼロの加速に取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

高病原性鳥インフルエンザへの対応についてでございます。

まず、発生状況についてでございますが、先月の5日、香川県三豊市の養鶏場におきまして、国内では2年10か月ぶりに高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されて以降、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県を含む6県、19農場での発生を確認しており、疫学関連農場を含め約237万羽が殺処分の対象となる大きな被害となっております。

次に、本県の対応状況についてでございますが、11月25日の事前委員会以降の動きについて、御説明させていただきます。

兵庫県淡路市におきまして、国内10例目が確認されたことから、11月26日に危機管理会議を開催しまして、県境の消毒ポイントにおける消毒の徹底をはじめ、本県での発生に備えた防疫措置の具体的な対応シミュレーションの早急な実施、更には死亡野鳥を見つけた際の対応や通報の手順など、正確な情報提供を行い風評被害の防止を図ることとしました。

12月2日には、香川県三豊市で13例目、14例目が確認されたことから、同日、危機管理会議を開催し、ネズミなどの小動物の侵入防止対策として殺鼠剤の配付を行うとともに、野鳥の監視体制についてフリーダイヤルの設置やホームページで周知を行うこととしました。

また、本県での発生時の初動対応に必要な全庁体制などについて、早急に確認を行うこととしました。

さらに、事態の長期化を見据えまして、防疫資材の追加備蓄などについて、予算措置も含めて検討を行うこととしました。

12月7日には、県庁及び農林水産総合技術支援センターにおきまして、県内での発生を想定した実戦形式での防疫演習を実施しました。

なお、本日、大分県と和歌山県で新たな感染が確認され、現在情報収集と整理を進めているところでございまして、この後12時30分頃をめぐりに危機管理会議を開催する予定とし

ております。

引き続き、県内での発生を阻止するとの強い気概の下、しっかりと対応してまいります。

続きまして、資料3-1を御覧ください。

徳島県気候変動対策推進計画の適応編の概要についてでございます。

まず、1の改定の趣旨につきましては、平成28年度に策定いたしました徳島県気候変動適応戦略が今年度末に終期を迎えるに当たり、策定後の新たな課題を踏まえて、前年度策定いたしました徳島県気候変動対策推進計画の緩和編との両輪で気候変動対策を推進するために、同計画の適応編として改定するものでございます。

3の計画の特徴といたしましては、2の新たな課題を踏まえまして、気候変動を危機事象と捉えて、新たに事前復興対策を対象分野にするとともに、自然エネルギーや水素の災害時活用を推進してまいります。

また、気候変動の影響に係る最新の知見等を踏まえ、分野別の新たな適応策を展開するとともに、徳島県気候変動適応センターを核とした普及啓発を強化いたします。

さらに、適応に資する新製品・新技術の開発によるビジネスチャンスの拡大やアフターコロナを見据え、影響に係るプラス面を効果的に活用してまいります。

最後に、目指すべき将来像としまして、気候危機を迎え撃つ、強くしなやかな徳島を掲げ、令和3年度からの3年間で事業を実施してまいります。

裏面を御覧ください。

分野別の基本施策についてでございますが、新たに重点的に取り組む施策については、下線、太字で表しております。

1の事前復興では防災人材育成センターと気候変動適応センターの連携による普及啓発、2の自然生態系では広域アクションプランの策定、次のページの4の健康では避難所における感染症対策、6の農林水産食料分野では熱帯性果樹の低コスト栽培技術の開発・実証などに取り組んでまいります。

詳細につきましては、お手元の資料3-2の素案を御参照いただければと思います。

今後、県議会での御論議を頂くとともに、パブリックコメントを実施し、環境審議会での検討を経まして、来年3月の策定を目指し取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、資料4を御覧ください。

第五期徳島県廃棄物処理計画の骨子案についてでございます。

徳島県廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により定める法定計画であり、環境大臣が定める基本方針に基づき、県内における廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物の減量化をはじめ、適正処理を図るための具体的な計画でございます。

現在の第四期計画が最終年度を迎えるに当たり、この度、次期計画の骨子を取りまとめたものでございます。

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5か年であり、第四期計画の達成状況等について十分な検証を行うとともに、国の基本方針を踏まえた上で、本県独自の廃棄物の減量や適正処理の目標を掲げてまいりたいと考えております。

さらに、重点施策としまして、3R及び適正処理の推進はもとよりですが、プラスチック

クごみや食品ロスの削減を図り、非常災害時における廃棄物の適正かつ迅速な処理に取り組む等、国内外の環境及び廃棄物情勢を踏まえた、より実効性の高い計画へ改定いたします。

今後は、県議会で御論議を頂くとともに、パブリックコメントの実施、各市町村からの意見の取りまとめ、徳島県環境審議会生活環境部会での御審議を経まして、本年度中に計画を策定してまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

岩佐委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

大塚委員

4点ほどお聞きをしたいのですが、まず今年度の危機管理環境部の施策の基本方針の中で、いのちの所の感染症に強いニューノーマルとくしまの実現ということで、新型コロナウイルス感染症の条例の浸透を県民の方々にしていただいていると思うのですが、新型コロナウイルス感染症が広がっている一番の原因としては、やはり飲食店、それからカラオケ店なんかでの飲食とかなのです。

医師会なんかでも具体的にいろいろと言っているのですが、食事をするときには会話をしない、会話をしたいときには必ずマスクをすると、そういうところをきちんと店のほうにもっと的確に強くお願いすると。そういうことをきちんとすれば、私はGo To イートとか、それから飲食店の食事は経済を低下させないためにもどんどん進めるべきだと思うのです。

それとまた、カラオケ店におきましても今までは歌うときにマスクを外しているということがあって、口の中からウイルスが出るので、しゃべったり歌を歌っているときはきちんとマスクをするという習慣付けをすることによって、飲食店とかカラオケ店も営業をどんどんすべきだと私は思うのです。

そういう面で、そういうことをきちんとやっていくための具体的なことについてちょっとお聞きしたいのですがよろしいですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま大塚委員のほうから、今後の感染対策、とりわけ飲食を伴う場合、あるいはマスクを着けるということについての啓発についての御質問を頂いたところでございます。

正に先だつての議会で御承認いただきました新たな条例、更にはこの11月議会で先議をいただきました啓発事業を活用して、これから更に啓発活動を活発化させようというふうに考えているところでございます。

その中で、政府分科会のほうから示されている感染リスクが高まる五つの場面というのがございます。感染リスクが高いという中でも、飲酒を伴う懇親会等とか、大人数や長

時間に及ぶ飲食というものがしっかりと含まれております。それに加えて、マスクなしでの会話につきましても感染リスクが非常に高いという指摘がなされているところでございます。

県としましては、こういった感染リスクが高まる五つの場面というものをしっかりと捉え、正に今、大塚委員のほうからお話がありましたマスクを着用するというのは感染防止対策の中でも基本的な範ちゅうに入るものだというふうに思っておりますので、それをしっかりと広報してまいりたいと考えているところでございます。方法としては、先議で認めていただきました予算を活用いたしまして、テレビCM、あるいはラジオでのCM等々でも活用を図ってまいりますし、それぞれの事業者等々についての啓発活動というものもしっかりと行っていきたいと思っております。

大塚委員

ありがとうございます。飲食店、それからカラオケ店なんかも家の近くにあるのですけれども、本当にお客さんがほとんどいなくなっていると。それによって、全国的に見ても女性の方や、いわゆる常勤でない方なんか結局仕事を辞めざるを得ないと。要するに給与が下がったりとか、非情なことで自殺者数も増えているということがあります。

やはり感染を受ける場所での対策、特に今言ったように飲食店、それからカラオケ店でのマスク着用とか、入店のときにきちんとした消毒をすとか、それからその店に入店したときに、店の方がうちの店はきちんとした感染対策をしていますよ、安心して下さいということアピールできるような、そのためにはお話をしたり歌を歌うときは必ずマスクをしていただけたらということ心配ないから来て下さいと言えるような、とにかくそういうことを県のほうで十分に指導していただいていると思うのですけれども、更に指導していただいて、経済的なものの負荷ができるだけ掛からないように。

新型コロナウイルス感染症によってかなり痛めつけられています。きちんとした感染対策を徹底することにより、感染を防止することが必ずできますので、そういうことを進めていっていただきたいと思っております。是非ともお願いしたいと思います。

それから基本方針の中の環境の部分で、水素エネルギーについてお尋ねしたいのですけれども、先日12月8日付けの日本経済新聞に水素エネルギーについての記事が出ていました。

水素を2030年には主要燃料にということで目標1,000万トン、国内電力の1割分を水素エネルギーでやるということが出ていましたけれども、特に車についても水素自動車というものが出ていますし、トヨタ自動車でも2020年12月中にFCVのMIRAIの新型車が出るようです。ただ、私もそういった車についてもそれが乗れてそこで燃料がきちんとあれば、やはり購入したいような気もするのですけれども、水素ステーションが徳島県内において、現状でどれぐらいあるか、お聞きしたいのです。

美保自然エネルギー推進室長

ただいま大塚委員のほうから、水素ステーションにおける徳島県内の状況というふうなことでお問い合わせいただきました。

現在、徳島県におきましては固定式の水素ステーションが来年秋を目指して整備中とい

うことですが、現在、移動式水素ステーションというふうなものがございまして、2か所で運用させていただいております。

大塚委員

ありがとうございます。できるだけ水素ステーションを増やしていただけるように。今度、道の駅いたのができますよね。そこに水素ステーションが造られているのですか、計画されているのでしょうか。

美保自然エネルギー推進室長

現在、板野町と固定式水素ステーションを造ります東亜合成株式会社徳島工場の間で、道の駅における水素ステーションの展開ということで調整中というふうに伺っております。

大塚委員

ありがとうございます。徳島県知事は本当にいろんなことで発想、それから新しいことに対する取組が非常にすばらしくて、水素エネルギーについては早い段階からいろいろとやられているのですけれど、できるだけそれを実現できるように私どもも応援していきたいと思います。水素自動車とか発電に関しても水素を原料とした発電というものも可能ということです。水素というのは元々は水ですので、それから作ってまた実際にこうやっても水に戻るといったことです。非常に環境の負荷のないエネルギーですので、是非進めていっていただきたいと思います。

次に鳥インフルエンザについてお聞きしたいのですが、そもそも香川県は毎年非常に鳥インフルエンザにかかるのが多いのですが、これはため池が多いからですか。ちょっとお聞きしたい。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、鳥インフルエンザに関して、香川県での発生が多いということですが、確かに香川県、あるいは淡路島等々ではため池が非常に多いというふうなことで、そこにカモ類等々の鳥類が飛来しているというのが媒体となっていたのではないかと、いうふうなことも言われているところでございます。ただ、現状を見てみますと、和歌山県、大分県ということで、宮崎県も含めてかなり広範囲に及んでいるところでございます。

そういったところの全ての原因がそれで全部語り尽くせるものかというのについては、まだまだ調査が必要なのかなというふうに思っているところでございます。

大塚委員

ありがとうございます。徳島県もいつ起こってもおかしくないという状況ですか。

勝間危機管理環境部次長

県としては発生させない、持ち込ませないということを合い言葉にして対策を講じてい

るところでございますけれども、万が一の発生ということには十分備えているというところでございます。

大塚委員

ありがとうございます。私個人としては、新型コロナウイルス感染症は非常に問題があつて大変なのですけれども、鳥インフルエンザは例えば東南アジアなんかではヒト感染を起こすし、起こした場合は重症度が高くて、大変なウイルス感染症なのです。

そういうことは多分ないと思うのですけれども、ウイルスの世界は何が起こっても不思議でない。もし仮に、鳥インフルエンザが例えばヒトーヒト感染を起こしたら、もう本当に人類の大危機だと思うのです。

そういう中で、今回、徳島県は非常に力を入れた対策をしていただいています。

香川県との県境で、それも24時間体制で消毒をやっていただいで、本当に頭が下がる思いなのですけれども、是非続けて厳重にやっていただきたいと思います。

最後ですけれども、基本方針の環境と消費ということなのですが、食品ロスの問題をちょっとだけお聞きしたいのです。

私は環境問題を大分やっています、かなり以前に日本の食品ロスはどれぐらいあるのかなと調べたことがあるのですけれども、1日に3,000万食に相当する食品ロスが出てると聞いたことがあるんですが、今はどうですか。食品ロスはどれぐらいあるのかデータで分かっていますか。

熊尾環境首都課長

食品ロスの御質問を頂いたところでございますけれども、今言われておりますのが、人間一人当たり1日お茶碗1杯分の食品ロスがあるというふうなことが言われておるところでございます。

大塚委員

ありがとうございます。日本はそういう面で恵まれている国なのですけれども、アフリカとかに行きますと、1日の食事が大体手に一杯の木の実ぐらいの食事しか取れていない所なんかが多くて、食事を取れないことによって命を失うということがたくさんありますよね。

そういう中で、食品ロスというのは非常に無駄でありますし、本当に大変なことだと思うので、県内においても食品ロスを減らすようなきめの細かい施策というか働き掛けが必要だと思うのですけれど、具体的にはどういう目標を立てられているのか、ちょっとお聞きしたいのです。

熊尾環境首都課長

食品ロスに対します具体的な取組という御質問だと思います。

現在、本県におきましては飲食店等で食品の削減を図るため、とくしま食べきるんじょ協力店という制度を設けてございます。

現在、60店舗を超える多くの店舗に御登録を頂いているところでございます、それぞ

れの店舗で食品ロスをなくす方向で御努力いただいております。

またフードバンク活動等を展開してございまして、これでNPO法人や事業者を中心としました広がりを見せているというところでございます。

大塚委員

ありがとうございます。子供のときから食べ残しをしない習慣と申しますか、これは一つに家庭の主婦の方々のやり方というのがあって、主婦って二つに分かれるみたいなのです。例えば自分の家族にはできるだけたくさん食べてほしいということで結構ぼんといっぱい作る主婦と、本当に少なく作ってそれで足りない部分はいわゆる保存の利くものを取り出してくるというやり方をするらしいです。

食品ロスのない一つの大きな方法論として、少なめに作るということです。その中で、どうしても足りない部分については捨てなくていいもの、保存の利くものを追加して出すと、そういうやり方なんか非常に大事だと思うのです。

そうすることによって、例えば今、日本の場合は片栄養というか、栄養の取り過ぎというのがありますよね。そういうことを防ぐこともできるし、食品ロスを出さなくて済むというやり方もあると思うので、そういった食事の作り方と申しますか、そういうものについてのPRというのも是非やっていただけたらと思うのですけれど、それについて何か御見解はありますか。

熊尾環境首都課長

ただいま、食品ロスに向けた啓発の部分だと思っておりますけれども、これにつきましては環境の拠点でございますエコみらいとくしまにおきまして、例えば食品ロス削減の講座を開催したりでありますとか、パネル展等を開催しておりますところでございます。

今後も引き続き、エコみらいとくしまを中心として、食品ロスの削減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

大塚委員

ありがとうございます。きめの細かい指導が非常に大切になってまいります。そういうことを是非やっていただいて、食品ロスをできるだけ削減するという取組を実現させていただきたいと思っております。

仁木委員

何点か質問させていただきます。

年末年始の移動についてなのですけれども、寒くなってきてインフルエンザと新型コロナウイルス感染症が都会のほうは増えておりますけれども、県として年末年始の移動等々についてどのように呼び掛けをしていくのかということについてお伺いしたいと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま仁木委員から、年末年始の移動についての感染防止対策についての御質問を頂

いたところでございます。

現状でいきますと、徳島県は感染がゼロという状況ではございませんけれども、まだ穏やかに推移をしている状況ではございます。ただ、やはり全国的に感染の流行が見られているところでございます。

そういった中で、年末年始の時期は従来でありますと帰省、あるいは旅行等々で集中して移動が行われているところがございますけれども、県民の皆様方に対しましては帰省、あるいは旅行についてはできるだけ分散していただきたいということで、広報させていただいているところでございます。

また、事業者の皆様方につきまして、こういった分散した帰省や旅行というのが行えるように、従業員の方々の休暇、これの分散取得について御協力をお願いしているというような状況でございます。

仁木委員

もう1点、ちょっと聞きづらいと言えれば聞きづらいんですけど、成人式等々を分散して小分けでしていくような方針を県内でとっているところとか、中止にしたり、同規模で開催したりというような方針をとっていらっしゃるんですけども、やはり都会やいろんな所から帰ってこられるという部分があるかと思うのです。

そちらについては県としてというよりも、各市町村ごとに対応を促していくようなスタンスということではよろしいのでしょうか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、成人式という例を取り上げていただきながら、それについてどういうふうで開催するか、あるいは開催をどうするのかということでございます。

こういったイベント系につきましては、恐らくそれぞれの主催者、この成人式であれば市町村ということになると思うのですけれども、そちらのほうで感染リスク等々を十分考慮いただいた上で、当然のことながら人が集まる場所でございますので基本的な感染防止対策をしっかりとっていただくということが大前提となるわけですが、その上でそのときの感染状況等々を踏まえてそれぞれで御判断を頂きたいというふうに思っているところでございます。

仁木委員

ありがとうございます。一つの例を挙げさせていただいたのは、やはり呼び掛けても物理的に人の行き来があるということは確かなことだとお伝えしたかったんです。ということで、成人式といえばやはりその後には同窓会をしたり、いろいろあると思うのですけれども、そういったところに対して十分に感染リスクを分散できるような呼び掛けができればと思っておりますので、店舗等々に対してもまた何かしらの啓発ができればしていただきたいと思いますと思っております。

都会で起こっているような事象を踏まえて、仮にですけれども、年末年始に一気に感染が増えたり、いろいろ出てくるかもしれませんが、これまでちょっと議論させていただいておりました休業要請に対する休業補償という選択肢等々があったと思います。

休業要請をしなくとも、他県で言えば休業の協力とか、いろんな格好で支援をされている状況がありますけれども、本県では今は実施していないですけれども、その検討というのは徐々にでもされているのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

勝間危機管理環境部次長

ただいま仁木委員から、休業要請、あるいは休業補償の備えを検討しているのかという御質問を頂いたところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、幸いなことに現状の徳島県では、感染拡大の兆候が見えているわけではございませんので、現時点においては休業要請により感染拡大を防ぐような状況ではないという認識をしております。

また、全国で休業要請、あるいは営業時間短縮をそれぞれの事業者に要請している都道府県が出てきておりますけれども、これらを見てみますと国の区分でいういわゆるステージ3相当の感染が見られている地域でございます。

とくしまアラートでこのステージ3相当というのが感染拡大注意・急増というところになるんですけれども、発動基準というのが1週間に100名以上等々になっておりまして、まだその段階でもないというふうに思っているところでございます。

しかしながら、全国的に感染拡大の状況にありますので、今後に向けて警戒レベルは上げていかざるを得ないと思っております。

その中で、国の動向、あるいは休業要請、時短営業などを含めて各都道府県で既に様々な対応を行っているところでございますので、そういった情報につきましては、国とか、あるいはそれぞれの都道府県とかから情報を頂いているところでございます。

本県での感染拡大は何としても避けたいところではありますけれども、万が一の備えとして新型コロナウイルス感染症対策の状況において対応ができるように、国の方針とか、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策、各都道府県の対応、この中には委員お話しの休業要請なども含まれてまいりますけれども、それらを十分に参照しながら、また必要に応じて専門家会議の委員の皆様方から専門的なアドバイスを頂きながら、本県の今後の感染状況に十分即応して、有効と思われる対策が講じることができるよう準備を整えているところでございます。

仁木委員

理解できましたし、準備をしていただければと思います。

次にあと2点ございます。鳥インフルエンザと新しい条例についてですけれども、まず鳥インフルエンザに入ります前に、この資料1、食・くらしの安全安心の強化というところに、HACCP認証の更なる取得推進とあります。

このHACCPの中には、いわゆる飼養衛生管理基準とか、いろんなものが入ってくるわけですが、その中で、鳥インフルエンザのこちらの資料を見ましたら、12月2日に殺鼠剤の配付と書いていただいております、対応していただいております。

殺鼠剤の配付は、こういったときにはするべきだと思うのです。鳥インフルエンザの拡大はもう抑えてほしいのでこれはいいと思うのですが、飼養衛生管理基準上は多分ですけれども、殺鼠剤の配付というよりも、殺鼠剤の使用というのは豚舎や鶏舎やいろんなとこ

ろではいけないようになっているはずなのですけれども、何らかの基準を緩和させるような何かの判断をされて、こういう対応をしていただいているのかどうかというのをちょっとお教え願いたいと思います。

山本安全衛生課長

養鶏場の殺鼠剤の配付についての御質問でございますけれども、殺鼠剤の配付につきましては農林水産部で適切に配付するという事で判断されているというふうに伺っております。

さらに、HACCPについての関連でございますけれども、例えば鶏につきましては、食鳥処理場から搬出されて処理された段階で食品としての扱いになってくるということでございます。

その後、飲食店でありますとか、販売店、そういった所でHACCPにのっとりた衛生管理ということで、適正に衛生面での対応がされるというふうなことでございますので、食鳥処理場に入ってきた段階で、もし殺鼠剤の影響があるとか、例えば死んでいるとかというふうなことがございましたら、県の獣医師会食鳥検査センターのほうで毎日鳥の検査をしておりますので、そこで異常な鶏は排除されるというふうなことで安全性を担保しているところでございます。更に飲食店等でもHACCP衛生管理を行っているというふうなことで、安全性を担保しているところでございます。

仁木委員

もう聞かないですけれども、ちょっと今の答弁の中で気になったのは、食品衛生上のHACCPと、いわゆる飼養衛生管理基準のHACCPとは違うんですね。

食品の前のこの飼養衛生管理は、育てているときの殺鼠剤というのはその基準の中では使わないということなのです。だから、それが使えるようになっているので、どうなのかなということをお聞きしたかっただけです。

緊急事態か何かの判断をされたのかなというのを確認したかっただけですので、もうそれはそれで結構です。

そうしたら、最後に、徳島県犯罪被害者等支援条例というところですけども、これはパブリックコメントを採られていると思うんですけども、その内容を教えていただきたいと思います。

いい意見もあれば悪い意見もあるかもしれないので、両方とも教えていただければと思います。

島消費者政策課くらし安全担当室長

今、仁木委員のほうから、犯罪被害者等支援条例の骨子案で行いましたパブリックコメントについて、県民の皆様から頂いた意見についてどういったものがあるかということで御質問がありました。

パブリックコメントの内容につきましては、全員で16名の方から全部で40件の御意見を頂戴いたしました。

その中でも、県民の皆様から広く意見を頂き、多かったものとしたしましては、犯罪被

被害に対する理解を深めるという部分で、学校などの教育機関での理解の増進、是非こういったことを条例に盛り込んでいじめなどにつながったりであるとか、二次被害とか、再被害、そういったことの防止に努めていくように、若い世代のうちから教育を進めていただきたいといった御意見を多く頂きました。それと二次被害であったり、再被害ということの防止という観点であるかと思うのですが、こういった犯罪被害に遭われた方を取り扱います支援する機関での個人情報の取扱いといったものについても明記をして、支援をしていく方々に対して意識をしっかりとっていただくことを盛り込むということ。

あと、相談窓口ということで、どこに相談したらいいのかが分かりやすいようなものにしてほしいということ。

あと、悪い意見は余りなかったのですけれども、こういうことを盛り込んでほしいという意見では、県の条例ということですが、市町村のほうにも相談に行く方がいらっしゃると思いますので、県と市町村が協力してやっていくということを盛り込んでいただけたらというような御意見もございました。

仁木委員

そういった意見があったということなんですけれども、正にこの意見というのは私もそう思います。

これを受けて、条例は条例でこのままいくんでしょうけれども、何らかの形で反映していただかなければいけないかなと思いますけれども、その点はどのようにされるのかということをお聞かせいただければと思います。

島消費者政策課くらし安全担当室長

今後、条例制定後にパブリックコメントなどで頂いたいろんな意見をどう反映していくかということで、仁木委員のほうから質問を頂いております。

今後、条例制定後につきましては、実際に犯罪被害に遭われた方にどういった支援ができるかということについて推進していく計画というのを策定していきたいと考えております。

そちらの推進計画を策定するということを条例の方へ盛り込みまして、更に犯罪被害者等支援審議会というものを設置いたしまして、その設置した中でどういった支援が被害者の方にとっていいのかということをお議論いただいて、その支援策を作っていくということを考えております。

仁木委員

ありがとうございました。この意見もそうですし、委員会で審議した経緯、結果も含めて、その審議会においていいものにしていただきたいと思います。

元木委員

私からは先ほど御説明いただきました施策の基本方針について、少し確認をさせていただけたらと思います。

御承知のとおり、国におきましてもデジタルトランスフォーメーションの推進というこ

とを大きく掲げられまして、こういう中、県においてもデジタル教材の活用により県民生活の豊かさが実感できるような取組を進めていかれるというようなお話であったかと思えます。

この中で、デジタル社会に対応した見守りネットワーク活動に取り組むということをごさいますけれども、具体的にどういった取組を想定しておるのか。口頭で脆弱な消費者を守るという説明もございましたけれども、県内における消費者被害の現状、そしてこの現状の改善に向けてどういった手法を用いられるのか、お伺いをさせていただきます。

小林消費者政策課長

元木委員より、デジタル社会における見守りネットワーク活動ということで御質問を頂きました。

これにつきましては、急速なデジタル技術の発展によりまして、例えば消費生活が常に変化し、デジタル化が加速しております。

また近年、新型コロナウイルス感染症の影響でキャッシュレス決済であったりとか、インターネットを通じた交流などが更に普及したことによりまして、消費者トラブルというのがより複雑化、巧妙化、多様化しているというふうな状況でございます。

このような消費者トラブルの変化に対応するために、見守りネットワークの連携を強化して、誰一人取り残さない安全で安心な仕組みを作っていこうというものでございます。

例えば、デジタル時代に対応する連携、啓発というところでございまして、デジタルに関する知識を持った専門家の方と連携して、例えば市町村の行政担当を対象に啓発等の研修会を開催するとともに、消費者庁、県警察、それから市町村の見守りネットワークと一緒に、合同ウェブ会議などを開催させていただきまして、最新の情報などを共有していければというふうに考えておるところでございます。

元木委員

御承知のとおり、県内では3分の1以上の方々が65歳以上の高齢者で、高齢者のみの世帯も増加傾向にあると言われております。

こういった中、コロナ禍で基礎疾患のある方々が十分な医療サービスを受けられない、または地域で孤立してひきこもりの状態で心や体の健康を損なうというリスクも高まっておるのではないかなという気がいたしております。

是非、この事業を通じて県民生活の改善につながるような取組にさせていただきたいということを要望させていただきます。

次に、プラスチックごみ削減プログラムの展開についても御説明がございましたけれども、これについて具体的な取組を教えていただけたらと思います。

杉山環境指導課長

ただいま元木委員から、プラスチックごみ削減プログラムについての御質問を頂きました。

ただいま、プログラムを策定しているところでございますが、主な施策といたしまして、先日行いましたプラごみゼロとくしまスマート宣言、これの推進でありますとか、家

庭ごみ対策といたしましては、今、大規模小売店で店頭回収が行われていると思うんですけども、その支援でありますとか、あるいは国が新たに制度設計を進めておりますプラスチック資源回収の新たな分別区分を作って回収してリサイクルしようとしているんですが、市町村の取組にはなるんですけども、その率先導入、あるいは海洋プラスチックごみ対策といたしましては今もやっておりますけれども、官民一体となった美化活動の強化ですとか、あるいは不法投棄撲滅に向けた取組も徹底してまいりたいと考えております。

元木委員

御承知のとおり、プラスチックというのは廃棄物になったら腐らないという性質を持つ、またかさばって場所も取ります。燃やすと高熱を出す。そしてまた、燃やした後の灰は有害物ということで重金属なんかも出すと言われております。

そういう中で、今、ペットボトルの再利用というのを中心に進めておられるというようなことであろうかと思っておりますけれども、是非、その他プラスチックごみについても光を当てていただきまして、これを熔融炉で処理をするとか、そういったことも視野に置きながら、いい加減に処理をしていくということがないように気を付けて、このプラスチックごみの資源循環を進めていただきたいと思う次第でございます。

続いて、県内のペットボトルが現状でどの程度あるのか、そして具体的にどの程度削減していける目標があるのか、お伺いをさせていただきます。

杉山環境指導課長

ただいま元木委員から、ペットボトルのリサイクルについて御質問を頂きました。

ペットボトルにつきましては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律でリサイクルさせることとなっております。

一般家庭で出るペットボトルは、分別して市町村で回収、市町村はその回収したものを国が指定する業者にリサイクルに出しております。そういう法令に則ったルートができております。

数値については、持ち合わせておりませんので、また後ほど御報告させていただきたいと思っております。

元木委員

これまでも取り組まれていると思っておりますけれども、ペットボトルにつきましてはなるべく使わなくて済むのであれば使わずに、ほかの容器等を利用していただくといったことですとか、廃棄は必ず適正に行っていただくといった住民への啓発、ポイ捨ては当然罰則を厳しくするなどの措置をとって、この取組が実のあるものになりますようによろしくお願いを申し上げます。

最後に元木委員のほうからもありましたけれども、被害者支援に関連して先般の事前委員会でも、条例についての御説明を頂いたところでございますけれども、この条例の中に加害者への指導といった項目もあったわけですが、加害者の家族への支援といった視点についても盛り込んだらどうかという御指摘もあります。この点についてはいかが

でしょうか。

島消費者政策課くらし安全担当室長

ただいま元木委員のほうから、加害者の家族に対する教育といいますか、支援ということでお話を頂戴いたしました。

加害者家族についての支援ということでありますと、この被害者支援という条例の中に加害者家族に対する支援ということを特別に盛り込んでいる部分はありません。

ただ、加害者家族が、例えば別の二次被害といいますか、風評被害とかにより新たな被害者になるという場合はあるかと思っておりますので、そういう場合についてはこちらで支援をしていくということはあるかと思っております。委員がおっしゃった加害者家族に対する支援という質問の趣旨とは違うかもしれないですけども、そういったふうに考えておるところでございます。

元木委員

ありがとうございます。御承知のとおり、加害者の家族というような視点で申し上げますと、ある日突如として自分の家族が犯罪の加害者になった場合に、その家族に対しても責任を問うようなことが地域で起こったりして、かなり心の面でしんどい思いをされる方も多いというふうに聞いております。

こういった点についても光を当てていただいて、ある日突如として日常生活を奪われるといったようなことがないように、加害者家族への支援という視点もしっかりとその条例の中にはめ込んでいただきまして、実のある条例にしていただきたいということを要望させていただきまして終わります。

梶原副委員長

基本方針のいのちのところ、分散避難への転換による避難所感染症対策の推進ということで出ております。

今、コロナ禍の避難所対策ということで、避難所の収容人数を大きく減らす措置をとりますけれども、昨年の秋に台風第10号、第19号が立て続けに来た時に、千葉県南房総市で一部の避難所が満員になりまして、後から来た避難者が別の避難所に移らざるを得なかったという事態がございました。

こうした事態になりますと、高齢者の方や障がい者の方とか、健常者の方もそうですけれども、移動が困難になるということで、南房総市ではこうした教訓を踏まえて、避難所の込み具合やほかの避難所の空き情報を簡単に確認ができるサービスの開始をしたと、スマートフォンで見ることができると。

こうした事態が発生したときの県の対応としては、どういったことを考えているのか教えていただければと思います。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

住民への避難所の情報発信についての御質問でございますが、コロナ禍におきましては避難所の3密を回避するとともに、住民を別の避難所へ移動させるということにならない

ようするために、避難所の定員の制限や充足状況、またサブ避難所の開設など、避難を要する住民への避難所の情報発信は重要な課題であると認識をしております。

本年9月の台風第10号でも、九州各地の自治体では想定される定員を超えた避難所が複数見られたというところがございます。これらの自治体におきましては、ホームページやSNS、また防災行政無線などによりまして、避難所の避難情報の情報発信を行ったと伺っております。

幸い本県におきましては、今年度、避難所が混雑するという事例は見られませんでした。今回の九州各地の取組を参考にいたしまして、今後、県と市町村で構成いたします徳島県災害時総合応援連絡協議会におきまして、来年の出水期に向け住民の方々に対しまして避難所の情報が適切に伝わるように、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

梶原副委員長

今後、市町村としっかり連携をとっていただき、特に高齢者の方や障がい者の方、妊産婦さんとか災害弱者と呼ばれる方への配慮を十分していただいた取組をしっかりと行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

岩佐委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第6号、議案第7号、議案第19号

以上で、危機管理環境部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（12時10分）